

# 「大槻小学校いじめ防止基本方針」

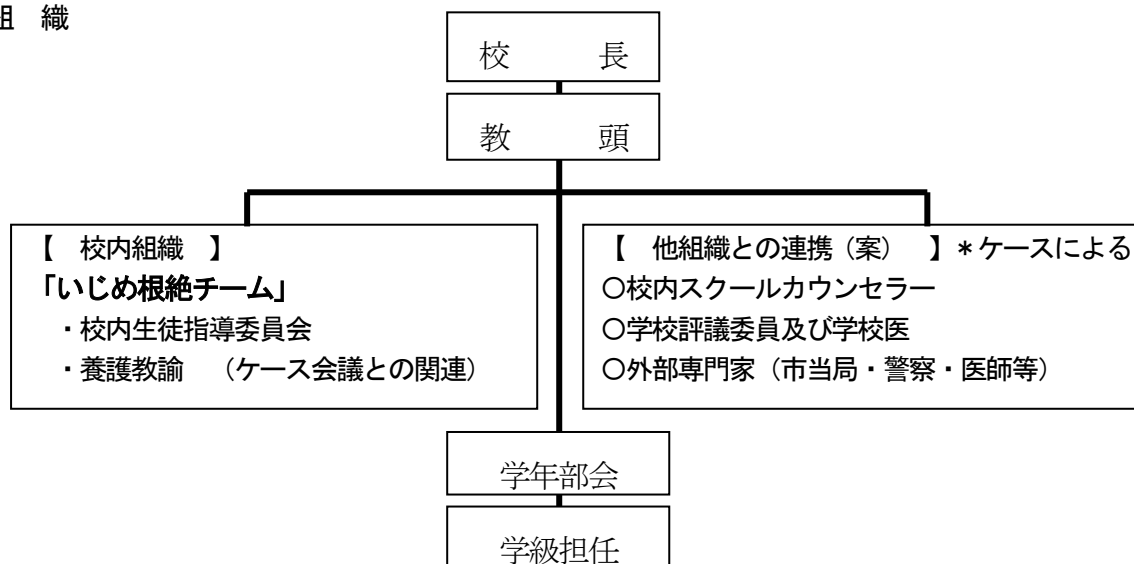
## 1 目 標

- 「いじめ防止対策推進法（第13条）」における「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」の規定を踏まえながら、「いじめは許されない」という理解をもとにいじめのない学級・学校づくりを形成する。
- 「いじめ防止対策推進法（第3条：基本理念）」における「いじめ」への対策の意義について十分に理解し、「いじめの絶無・いじめによる心身に及ぼす影響の理解・生命及び心身を保護すること」を中核にした「いじめ対策」に常時取組まれるような校内体制の強化と改善に努める。

## 2 「いじめの定義」について

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 組 織



## 4 方 針

- 「いじめ防止」のために、取組内容、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修による防止、早期発見、対処等の包括的な取組方針や指導内容のプログラム化を図る。
- 「いじめ対応」に係る教職員の資質能力向上を図る取組や対処方法を年間計画により具体的に設定し、PDCAサイクルを見通した運営及び実施ができるようにする。

## 5 内 容

### (1) 「いじめ防止」対策について

- 「いじめ」の共通理解については、教職員の共通理解・認識のもとで全児童に対して適宜指導と支援を実施する。特に、「いじめに向かわない態度・能力の育成」「望ましい集団づくり(学級づくり)」「自己有用感・自己肯定感が育まれる環境づくり」「児童自らいじめを学ぶ取組みの推進」等を十分に理解しながら、いじめ防止に取組みに努める。

<具体例> 教職員：校内研修の開催、職員会議による周知と理解、校外研修の実施  
児童：全校集会・学級活動での説諭及び講話・話し合い

(2) 「いじめ」の早期発見と対応策について

- 児童の様相や態度等の変化を日頃からアンテナを高くしながら、教職員による情報交換及び共有することに努め、注意深く児童間の対応を十分に考慮する。また、早期発見の具体策としては、定期的なアンケート調査や教育相談、チェックシートの活用、保健室・相談室の利用、生活ノートや日記等による実態の把握、個人面談や家庭訪問による機会や場を十分に確保して対応すること。

(3) 「いじめ」対応への具体的措置について

- 発見・通報を受けた場合は、速やかに組織を活用し被害児童を守り通すとともに毅然とした態度で加害児童への指導を行う。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関、専門機関と連携して対応に当たる。

【発見・通報からの具体的な対応について】

「いじめ」に関する主な内容	具体的な対応策（例）
いじめ行為の発見・通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童や保護者の訴えに真摯に傾聴し、児童の安全を確保</li> <li>・ ケース会議、いじめ根絶チームへの情報共有と関係児童の事情聴取及び担任・学年会等での話し合い等による情報交換</li> <li>・ 事実確認結果と校長による設置者への連絡と被害・加害保護者への連絡</li> <li>・ いじめが継続される場合には、所轄警察署との相談</li> </ul>
いじめられた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童への事実関係の聴取：「担任・生徒指導主事」（個人情報の扱い・プライバシーへの留意）</li> <li>・ 家庭訪問の実施：保護者への事実関係の提示</li> <li>・ いじめられた児童への寄り添える体制づくり</li> <li>・ 状況に応じた出席停止制度の活用</li> <li>・ 外部専門家への協力依頼と実践（心理・福祉の専門家・教員OB・警察官OB等）</li> <li>・ アンケート調査の実施による状況判断の厳密化と情報提供</li> </ul>
いじめた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童への事実関係の聴取：「担任・生徒指導主事」</li> <li>・ いじめ確定の場合は、複数教員で専門家・OBの協力を得て組織的に止めさせ再発防止措置をとる。</li> <li>・ 事実関係確認後、保護者理解や納得を得て協力を求め、保護者への継続的な助言を実施する。</li> <li>・ いじめの背景に配慮し当該児童の人格形成を図る</li> <li>・ 当該児童を一定の配慮の下、特別指導計画での指導の実施（個人情報の取扱・プライバシーの配慮）</li> <li>・ いじめた児童の別室指導の展開</li> <li>・ 出席停止の実施、警察との連携</li> <li>・ 学校教育法第11条による「懲戒」の適用判断（教育的な配慮と判断が必要である）</li> </ul>
いじめが起きた集団への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級全体での話し合いによるいじめ根絶の態度の育成</li> <li>・ 加害、被害の両児童と他児童との関連でよりよい集団や人間関係を作り上げる活動を展開する。</li> </ul>
ネット上のいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネット上の不適切な書き込みには即座にプロバイダに削除を求める措置をとる。</li> <li>・ 法務局や地方法務局への協力、児童の生命への危険がある場合、所轄警察署に連絡し適切な援助を求める。</li> <li>・ 使用における保護者への情報モラルへの啓発</li> </ul>

## 6 配慮事項

(1) いじめへの対応は、全職員による組織的な指導体制を整えて一致協力しながら対応する。その場合、「心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察OB」等の外部専門家が参加することもより実効的になることが期待される。

※ 上記の外部専門家については、現時点で対応できる範囲での配置とする。

(2) 教職員は、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する研修を年間計画に一度位置付ける。

(3) 校務分掌・組織体制については、一部教職員への負担がかからない配慮と適正化を実施し組織を整える。

(4) 学校評価におけるいじめ関係の調査については、児童の実態・地域の状況を十分に配慮し目的に応じた内容や活用方法を提示しながら調査できるように関係職員との協議を勧めながら設定する。

※ 調査内容については、十分な検討時間の確保が必要である。(調整をして実施する)

(5) 地域や家庭と連携しながら、いじめ問題の重要性の認識を広める必要がある。

- <具体例> ・ 家庭訪問や学校だよりでの啓発  
 ・ P T Aや地域諸団体との連携（青少協との連携）  
 ・ 学校評議員会での協議等

## 7 年間実施計画 ※生徒指導との連携した年間計画

月	生徒指導関係	いじめ防止対策
4	○生徒指導全体会（月1回）の開催「職員会議」 ・校内生活指導の確認と徹底 ・校外生活指導の確認と徹底	「心・生活アンケート調査」の実施（6月） ・ S Cとの連携、養護教諭との連携
5	○校内生徒指導部会の開催（月1回） ・当該諸問題における担当者会議 ○児童理解全体会（5月） ・支援必要児童の共通理解と支援体制の確認	※調査後に「いじめ」が認識の場合 ・ いじめ根絶チーム会議 ・ ケース会議の開催
7	○校外子ども会（校外生活指導の徹底） ・夏季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底	「いじめチェックリスト：教師用」（7用） ・ 児童及び学級集団の把握と対策
10		「心・生活アンケート調査」の実施（10月）
11	○教育相談の実施 ・全児童を対象に各検査及び資料をもとにしながら全保護者との2者面談を実施する。	・ S Cとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識の場合 ・ いじめ根絶チーム会議
12	○校外子ども会（校外生活指導の徹底） ・冬季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底	・ ケース会議の開催
2		「心・生活アンケート調査」の実施（2月）
3	○校外子ども会（校外生活指導の徹底） ・学年末休業中の過ごし方等の生活指導の徹底 ○年間実施計画の見直しと改善 ・教育課程編成会議等による担当者会議	・ S Cとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識の場合 ・ いじめ根絶チーム会議 ・ ケース会議の開催

## 8 その他

○ 校内特別支援教育委員会・就学指導委員会・学年部会では、「いじめ」に係る内容が協議になる場合については、いじめ根絶チームへの情報提供と協議を提案することがある。

○ 5つの教育相談については、適宜実施しながら「いじめ」に関する情報の機会としてとらえいじめ根絶チームへの情報提供とする。

【 いじめ防止対策における概略図 】

